

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ 1-1 【兵庫県版】 2020年4月27日現在

種別の凡例	
給付	返済の必要のないもの
融資	返済が必要なもの
その他	その他の支援

対象者	種別	名称	対象者	支給金額等	その他の要件など	相談・申し込み窓口	
個人世帯	給付	新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法 住居確保給付金	離職や廃業には至っていないが、住居を失うおそれが生じている者(4月20日から)	単身世帯最大40,000円(神戸市の場合)	・世帯収入が、市町民税均等割が非課税となる額の1/12及び家賃額を超えないこと ・求職活動を行うこと等 ・原則3か月間	【問い合わせ】 ■各市の相談窓口(神戸市はくらし支援課)	
		子育て世代への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に、臨時特別の給付金(一時金)が支給されます。(支給額:対象児童一人あたり1万円を上乗せ)			詳細はお住まいの各市区町にお問い合わせください。	
		特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者	1人 10万円給付	世帯主が申請	コールセンターの概要 ○連絡先 03-5638-5855 ○対応時間 9:00~18:30(土、日、祝日を除く)	
	融資	新型コロナウイルス特例貸付 緊急小口資金	休業等により収入が減った人。	10万円以内。(特例の場合は20万円以内)。	無利子、保証人は不要です 据置期間は1年以内、償還期限は、据置期間終了後2年以内	各市区町社会福祉協議会又は <個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター> 0120-46-1999 受付時間:9時00分~21時00分(土日・祝日含む)	
		新型コロナウイルス特例貸付 総合支援資金<生活支援費>	収入が減ったり失業したりした人。	(1)単身世帯 月額15万円以内 (2)複数世帯 月額20万円以内 ※貸付期間は原則3か月以内です。	貸付利率は無利子です 据置期間は1年以内、償還期限は10年以内です	神戸市社会福祉協議会 新型コロナウイルス特例貸付コールセンター 電話番号:080-7631-0565 080-7471-6996・080-7240-9657 【受付時間】月曜日~日曜日 9:00~12:00 13:00~17:00	
	その他	一時生活支援事業	生活困窮者自立支援制度に基づき、生活全般の困りごとについて、専門の支援員が相談を受け付けています。詳細はお住まいの市(町の場合は下記窓口)にお問い合わせください。				各市町の相談窓口
		県営住宅への入居	解雇、離職され住宅を失った人	入居要件の緩和	入居期間 原則1年以内(延長可)	兵庫県 県土整備部住宅管理課 078-230-8470	
		兵庫県住宅供給公社賃貸住宅の提供	新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・減給等された方に対する賃貸住宅の提供	①収入要件にある「最低収入月額(家賃の4倍)」を撤廃 ②連帯保証人と敷金を免除 ③入居期間は基本6か月。当初2か月無料、その後4か月間2割引(割引は3年迄延長可)	R2.4.27~9.30 ※先着順で入居	(神戸・阪神地区(明舞北住宅除く)) 兵庫県住宅供給公社 公社住宅募集センター 078-232-9505 (東・中播磨地区(明舞北住宅含む)) 兵庫県住宅供給公社 播磨・明舞管理事務所 078-912-4110	
		ネットカフェ糾合に伴う県営住宅の提供	インターネットカフェの休業要請により居所を喪失した方を対象に、兵庫県営住宅を一時的な居所として無料で提供します		5/6まで	兵庫県 県土整備部住宅建築局住宅管理課 078-230-8459・8460	
	フリーランス	給付	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人	4100円/日(定額)	2/27~6/30までの間に業務委託契約等を締結していること。 申請期間9/30まで	学校等助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
持続化給付金			中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で50%以上減少している者	法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。		中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝日9時00分~17時00分	

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ 1-2 【兵庫県版】 2020年4月27日現在

種別の凡例	
給付	返済の必要のないもの
融資	返済が必要なもの
その他	その他の支援

対象者	種別	名称	対象者	支給金額等	その他の要件など	相談・申し込み窓口
企業 事業主	給付	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	子どもがいる労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主	休暇中に支払った賃金相当額100% 8330円/日 支給上限	申請期間9/30まで	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
		雇用調整助成金の特例措置の拡大	雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成	助成率4/5(中小) 2/3(大企業)	対応期間:4/1~6/30 雇用保険被保険者でない労働者も対象	ハローワーク助成金デスク 078-221-5440 完全予約制
		持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で50%以上減少している者	法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。		中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝日9時00分~17時00分
		時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の特例	テレワークを新規で導入する中小企業事業主(助成対象)テレワーク用通信機器の導入・運用や就業規則の作成・変更などの費用	補助率1/2 上限額100万円	助成期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること (~5/31)	テレワーク相談センター 0120-91-6479 (受付時間:平日9:00~17:00)
		休業要請事業者経営継続支援金の給付	休業要請を行った事業者について、休業による影響を受けるため、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え、県・市町が協調整して一定の経営継続支援金を支給	中小法人100万円、個人事業主50万円 ただし、飲食店及び旅館・ホテルについては、中小法人30万円、個人事業主15万円	・交付事務については、県が市町から受託して一括して実施 ・申請時に休業したことを証する書類の提出を求める	休業要請事業者経営継続支援事業相談窓口 078-362-9301
		がんばる お店お応援事業	外出自粛要請等により売上が減少している飲食店、宿泊施設、小売店等によるテイクアウトや新商品開発などの新たな事業展開を促進。県内で営業する事業者で新たな事業展開に取り組む者	10万円(定額補助)	テイクアウト・デリバリーへの参入、地元食品を使った新商品開発 等	兵庫県産業労働部経営商業課 078-362-3326
		飲食店等の高機能換気設備等の導入支援	不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、換気整備をはじめとする高効率機器等の導入を支援 [補助対象施設] i 中小企業が運営する不特定多数の人が利用する業務用施設(飲食店等) ii i以外のその他業務用施設			環境省 地球温暖化対策事業室 03-5521-8355 【ホームページ】 https://www.env.go.jp/guide/budget/r02/r0204-hos-gaivo.html
	①ものづくり・商業・サービス補助	生産性革命推進事業の3つの補助事業「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けます。	補助率1/2から2/3へ引き上げ		ものづくり補助金事務局 電話番号:050-8880-4053 受付時間:10:00~17:00(土日祝日除く)	
	②持続化補助		補助上限 50万円から100万へ引き上げ		全国商工会連合会 03-6670-2540 日本商工会議所 03-6447-2389	
	③IT導入補助		補助率1/2から2/3へ引き上げ		中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036	
	融資	経営活性化資金	最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%(セーフティネット保証4号を利用する場合は20%)以上減少しているもの	限度額:5,000万円	申込期間:~6月30日 融資期間:10年以内(据置期間1年以内)	兵庫県 産業労働部地域金融室 078-362-3321 (※融資の申し込みは県内の取扱金融機関です)
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	個人事業者:要件なし 小規模事業者:売上15%減少 中小企業者:売上20%減少	限度額:6,000万円		日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
		新型コロナウイルス対策マル経融資	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者	限度額:1,000万円		日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
	その他	中小企業のための特別相談窓口の設置	新型コロナウイルス感染症の影響が中小企業に広く及ぶなか、事業者の課題に応じた経営全般に関する相談に対応(事業・人材・労務・財務・資金繰り等)			(公財)ひょうご産業活性化センター経営相談窓口 078-977-9079 兵庫県よる支援拠点 平日 078-977-9085 土日祝日 080-1400-9153 神戸商工会議所中央支部 078-367-3838 【ホームページ】 https://www.kobe-ipc.or.jp/business/hyogo-iic/